

自転車用ヘルメット

購入費補助制度



令和8年度版

1人1個

※過去に同補助金を受けたことがある人は対象外

補助対象者

- ① 申請日時点で刈谷市在住であり、
令和9年3月31日時点で
満7歳～満18歳の方
※平成20年4月2日～令和2年4月1日生まれ
- ② 申請日時点で刈谷市在住であり、
令和9年3月31日時点で
満65歳以上の方
※昭和37年4月1日以前生まれ

補助額

購入費用の **5割**

- 補助上限 2,000円
- 100円未満切り捨て

※購入時のクーポン、ポイント等使用分は、補助対象経費から除く

補助対象となる自転車用ヘルメット

令和8年4月1日（水曜）以降に**刈谷市内の店舗**で購入した**新品**のもの
（自転車販売店やホームセンター、専門店等）

■ **SG基準等**の安全基準に適合するもの

※主なマーク



SGマーク



JCF公認マーク



CEマーク(EN1078)

気を付けて!

「CEマーク」は、
「CEマーク(EN1078)」
のみ対象カリ!



※未使用品や中古品は対象外です。

補助金を受け取るまでの流れ

- ① **刈谷市内の店舗**で
補助対象ヘルメットを購入

※購入時に販売店舗へこの補助金を利用する旨を
必ずお伝えください。

- ② 必要書類をくらし安心課へ提出

- ③ **【くらし安心課】** 申請内容の審査、補助金の交付決定

申請方法

■ オンライン申請

※右の二次元コード（市ホームページ）より申請できます。

オンライン
申請は
こちらから



■ 窓口申請

※刈谷市役所 くらし安心課（3階）

■ 郵送申請

※くらし安心課への提出期間内の到着が必須です。

（送付先）〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所 くらし安心課

提出期間

購入日	提出期間
令和8年4月1日（水曜） ～令和9年3月31日（水曜）	令和9年3月31日（水曜） 16時00分まで

必要書類

- 交付申請書兼請求書（ **本人用** と **保護者用** の2種類あります ）

※市役所3階くらし安心課窓口及び市ホームページで入手できます。

※ヘルメット使用者が申請日時点で満18歳の場合は、**本人用**での申請になります。

※ヘルメット使用者が未成年者の場合は、**保護者用**での申請になります。

【保護者具体例】：「父母」「祖父母」「養親」「未成年後見人」「里親」「児童養護施設長」

※未成年者が自ら申請を行いたい場合は、**本人用**で申請することができますが、保護者の同意が必要なため、保護者同意欄に記名してください。

※ヘルメット使用者が複数人いる場合は、保護者がまとめて申請できます。

- 自転車用ヘルメット販売証明書

※販売店舗が発行

- 領収書またはレシートのコピー

申請内容の審査、補助金の交付決定

交付決定後、**交付決定通知書**を発送し、おおむね**2か月後**に指定の口座へ振り込みます。

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

「自転車保険」に加入しましょう

自転車は交通事故の加害者になることがあり、相手方を死傷させてしまうと高額の損害賠償が命じられる場合があります。万が一に備えて、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

お問い合わせ先

刈谷市役所 くらし安心課 交通防犯係 TEL 0566-62-1010